

令和8年6月30日

お客様各位

「当座勘定規定」及び「普通預金・貯蓄預金・納税準備預金

・通知預金共通規定」の改正のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、手形・小切手の電子化に向けた更なる取組として、令和8年10月1日から「他行が支払地となる手形・小切手の預金入金扱いの受付を停止」いたします。これに伴い「当座勘定規定」・「普通預金・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金共通規定」を改正いたします。改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されます。なお、同規定の施行日は令和8年10月1日（木）といたします。

「当座勘定規定」・「普通預金・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金共通規定」新旧対照表

旧	新
「当座勘定規定」 第2条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。	「当座勘定規定」 第2条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
「普通預金・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金共通規定」 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立できるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。	「普通預金・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金共通規定」 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立できるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。